令和７年３月

（定期予防接種　日本脳炎）

日本脳炎の予防接種を受ける方へ（１３歳以上２０歳未満用）

※接種前に必ずお読みください。

１　対象年齢

２０歳未満（※平成１７年４月２日から平成１９年４月１日生まれの方）

２　接種スケジュール

◆接種スケジュール

①過去に接種歴のない方

第１期：**３回**

【初回接種】６日以上の間隔をおいて２回接種（標準的な接種間隔：６～２８日）

【追加接種】初回接種終了後６か月以上の間隔をおいて１回接種

（標準的な接種間隔：おおむね１年）

第２期：**１回**　　１期接種終了後、６日以上の間隔をおいて接種

（おおむね５年の間隔をあけることが望ましい。）

②平成２３年５月２０日以降に接種歴のある方は、①の接種スケジュールにあわせて残りの回数を接種

③平成２３年５月１９日までに接種歴のある方は、６日以上の間隔をおいて残りの回数を接種

※②又は③に該当する方は、接種の際、具体的な接種スケジュールを接種医と相談してください。

３　病気の説明

日本脳炎ウイルスの感染で起こります。ヒトから直接ではなく、ブタなどの体内で増えたウイルスが蚊によって媒介され感染します。７～１０日の潜伏期間の後、高熱、頭痛、おう吐、意識障害、けいれんなどの症状を示す急性脳炎になることがあります。ヒトからヒトへの感染はありません。

日本脳炎ウイルスに感染した人のうち１００人～１、０００人に１人が脳炎等を発症します。脳炎のほか髄膜炎や夏かぜ様の症状で終わる人もいます。脳炎にかかった時の致命率は２０～４０％ですが、治った後に神経の後遺症を残す人が多くいます。

国内での患者発生は西日本地域が中心で北海道では現在までいませんが、日本脳炎ウイルスは西日本を中心として日本全体に分布しています。

最近では高齢者を中心に患者が発生していますが、平成２７年には１０か月児の日本脳炎確定例が千葉県から報告されています。また、平成２８年は高齢者を中心に１１人の報告がありました。報告数が年間１０人を超えたのは、平成４年以降で初めてです。

４　日本脳炎ワクチンの副反応

乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンは、ベロ細胞という細胞でウイルスを増殖させ、ホルマリンなどでウイルスを不活化し、精製したものです。現在使用しているワクチンは平成２１年６月から使用されています。

局所の反応として、紅斑、内出血、疼痛、腫脹、そう痒感等、全身の反応として、発熱、発しん、じんましん、頭痛、咳、鼻漏、咽頭発赤、咽頭痛、おう吐、下痢、食欲不振、腹痛等などが見られます。

なお、極めて稀に、ショック、アナフィラキシー、急性散在性脳脊髄炎（ＡＤＥＭ）、脳炎・脳症、

けいれん、血小板減少性紫斑病等を起こしたとの報告があります。
接種後の重篤症例として厚生労働省に報告されたもの（令和６年７月１日～令和６年９月３０日）では、医療機関から報告された重篤症例は２例で頻度は０．０００２％、死亡の報告はありませんでした。

５　接種に当たっての注意事項

予防接種の実施においては、体調の良い日に行うことが原則です。お子様の健康状態が良好でない場合には、かかりつけ医等に相談の上、接種するか否かを決めてください。

また、お子様が以下の状態の場合には予防接種を受けることができません。

①明らかに発熱（通常３７．５℃以上をいいます）がある場合
②重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな場合
③その日に受ける予防接種の接種液に含まれる成分で、アナフィラキシーを起こしたことがあることが明らかな場合
④その他、医師が不適当な状態と判断した場合

なお、現在、妊娠している方もしくは、妊娠している可能性がある場合は、原則接種しないこととし、予防接種の有益性が危険性を上回ると判断された場合のみ接種できます。かかりつけ医とよくご相談ください。

６　予防接種による健康被害救済制度について

定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。

健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了する又は障害が治癒する期間まで支給されます。

ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因（予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等）によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に補償を受けることができます。

７　保護者の同伴

これまでお子さんの予防接種の実施に当たっては保護者の同伴が必要となっていましたが、１３歳以上の方への日本脳炎の予防接種については、保護者が予診票の記載事項を読み、理解し、納得してお子さんに予防接種を受けさせることを希望する場合に、予診票に保護者が署名することによって、お子さんは保護者が同伴しなくても予防接種を受けることができるようになりました。

予診票への署名は、接種させることを判断する際に疑問等があれば、あらかじめかかりつけ医や保健所に確認して、十分納得した上で接種させることを決めてから行ってください。

旭川市保健所保健予防課保健予防係　　電　話　０１６６－２５－６２３７